

■会議規則第8章 表決 抜粋

(表決問題の宣告)

第74条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第75条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第76条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第77条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第78条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第79条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第80条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は『可』と、否とする者は『否』と所定の投票用紙に記入し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第81条 投票を行う場合には、第24条(議場の出入口閉鎖)、第25条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第26条(投票)、第27条(投票の終了)、第28条(開票及び投票の効力)、第29条(選挙結果の報告)第1項及び第30条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第82条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第83条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第84条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。